

令和6年度第1回大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会 議事録

- I. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後2時00分～午後4時30分
II. 開催場所 大和市役所 本庁舎5階 第5会議室
III. 出席状況 委員 6人

秀平 敦子委員（会長）、登 英夫委員（職務代理）、高橋 亮次委員、
浅野 真輝委員、玉田 結城委員、福士 忠生委員

事務局（担当課含む）：5人

- IV. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

- V. 傍聴 0人

- VI. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

- 1 委員自己紹介
- 2 会長及び職務代理の選出
- 3 議題
 - (1) 指定管理者選定委員会について
 - (2) 指定管理者募集要項（案）及び評価表（案）等について

B. 審議内容など

- ・出席委員は自身の経歴などを語った。
 - ・会長選出について、委員の互選により秀平委員が選出された。
 - ・職務代理選出について、会長の指名により、登委員に決定した。
 - ・指定管理者選定委員会の役割、開催方法についての確認を行った。
- （※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。）

2 会長及び職務代理の選出

委員：公園に精通した委員を1人は選ばなくてはいけないのではないかと。

委員：公園の知識がある委員は、みどり公園課長が割り当てられている。

委員：公園の管理に精通した委員を会長とすべきではないかと。

委員：公園は環境行政の一つと考えているが、さまざまな角度から意見を伺いたいため、広く環境行政に携わっている秀平委員を推薦した。

事務局：委員の選出区分については、今後、新たに指定管理者選定委員会を立ち上げる際の参考にさせていただく。

3 議題

(1) 指定管理者選定委員会について

委員：設置要綱の公表の日はいつか。

事務局：令和6年1月26日である。

委員：設置要綱に対しては、意見できないのか。

事務局：すでに施行されているため、改正は考えていない。

委員：第1回選定委員会開催前に、事務局から資料に係る事前照会があった際、国等の指定管理者選定委員会の委員構成について質問していたが、国の指定管理者選定委員会はどうなっているのか。

事務局：より立場の近い他市や県を中心に調べたため、国は調べていない。次回までに回答をする。

委員：なぜ市職員が3人もいるのか。

事務局：「大和ゆとりの森」は環境施設農政部が所管している施設だが、スポーツ施設もある。このため、公園を所管するみどり公園課の課長、スポーツ施設を所管するスポーツ課の課長、環境施設農政部の総務担当課である環境総務課の課長を委員とし、委員総数の過半数は超えないようにしている。

委員：過半数とは、何%か。

事務局：50%である。したがって、委員総数6人中の3人は過半数を超えていないことになる。

委員：過半数を超えなければいいのか。事務局で有識者を探し、有識者だけで構成すべきではないか。

事務局：委員の構成については、次回以降の課題とさせていただく。

委員：次回とは、ゆとりの森の次回ということか。

委員：そのとおりである。ゆとりの森の指定管理選定委員会は5年毎のため、次回は5年後となる。

- 委員：本市すべての指定管理者選定委員会に対して、市職員が過半数を超えなければ委員となってよいのか、そこを直してほしいと言っている。
- 委員：委員の構成は、指定管理者選定委員会の制度について市全体のルールを定めている政策総務課が作成したマニュアルを参考に、各施設所管課等が設置要綱で定めている。
- 委員：今はゆとりの森の指定管理者選定委員会のため、意見は言えないということか。
- 委員：そうである。
- 委員：政策総務課に意見は言えないのか。
- 事務局：後ほど、事務局から政策総務課に委員の構成について意見が出たことを伝える。
- 委員：言ったことはどうして分かるのか。
- 委員：言ったことは口頭でしか分からないため、意見を直接政策総務課に伝える方法をいくつか提案する。例えば、政策総務課に電話をしていただいたり、『市長への手紙』や問い合わせシステムを活用するなど、直接意見を伺うようなシステムがいくつかあるので、それを使用してみてもいいか。
- 委員：事務局は、政策総務課に文書で伝え、文書で回答を頂いてほしい。それを情報公開で確認させていただく。
- 事務局：政策総務課へ伝えたことについて、証拠がないと信用できないのであれば、先ほど提案のあった、直接担当課へ意見を伝えられるシステムを使用してみてもいいか。
- 委員：自分から伝えるつもりはない。事務局から伝えてほしい。
- 委員：事務局が作成した議事録に、ご自身の意見が網羅されているか確認していただき、問題ないようであればそれを政策総務課に提出するのはどうか。
- 事務局：このような方法でよろしいか。
- 委員：承知した。

(2) 指定管理者募集要項（案）及び評価表（案）等について

－募集要項（案）について事務局より説明－

- 委員：p 2（ク）（ケ）の児童と幼児の違いは何か。
- 事務局：対象年齢が異なる。児童は6歳から12歳、幼児は3歳から6歳である。
- 委員：p 6（4）イの「協定書で定める額」とは、指定管理者が決めるのか。
- 事務局：市の定める上限額以内において、指定管理者として選定された候補者が面接審査（プレゼンテーション）時に、提示した額である。
- 委員：p 7（6）について、委託は入札を行うのか。

事務局：指定管理者のノウハウや自由なアイデアを阻害しないよう、委託先の決定は指定管理者の裁量に任せている。

委員：市は指名競争入札をしていると思うが、指定管理者が行う委託においては、ルールを決めなくてよいのか。

事務局：金額や条件により、市の入札の仕方はさまざまである。指定管理者が行う委託については、指定管理料の中で行っていただくため、そこまでは指定していない。

委員：例えば、100万円でできる委託に対し、120万円支払うことも考えられるのではないのか。

委員：委託先を探すときは、自身に少しでも利益が発生するように安い委託先を探すと思われる。

委員：p 8の注3)に、現職員の継続雇用と地元採用の配慮について書かれているが、市から依頼してもよいものなのか。

事務局：配慮であるため、強制力はない。自治体として、市の雇用上昇につながればと思い記載したが、注釈を残すのか否かについては、次回までに検討する。

委員：p 9 (11)ウについて、自動販売機の売上は市の収入となるのに、なぜ業者への連絡やごみの対応等は、指定管理者に無料でやらせるのか。

委員：自動販売機の売上は市ではなく、設置した業者の収入となる。公園を管理するうえで、空き缶や空き瓶等のごみにより景観が損なわれると、公園の管理がなくなってしまうため、指定管理者が管理をするのではないのか。また、あくまで協議のため、例えば、空き缶の処理を有料で指定管理者が請負うという方法も可能なのではないのか。

委員：p 6の注2)に「施設内に設置されている自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりません」と書いてあるが。

事務局：指定管理者の収入にならないと書いてあるだけであり、市の収入になるという記載はない。

委員：p 11 (2)オ 申込団体の収支決算書及び事業報告書（最新のもの）は、新規の共同事業体が申込んだ場合、収支決算書等はないと思うが、提出しなくてもよいのか。

委員：事務局として、どのような書類と考えているのか。

事務局：共同事業体を代表する団体または全団体の収支決算書等と考えている。

委員：代表なら代表と書かなくてよいのか。

事務局：次回までに代表か全団体か確認し、修正を行う。

委員：p 12 ソに、共同事業体の提出部数は書かれているが、単独で応募した団体は何部提出するのか。

事務局：提出部数は、どの応募団体も同じである。誤解を招くレイアウトのため、修正する。

委員：p 14 (12) 指定管理者の指定について、令和7年4月1日とあるが、3月1日などもっと前ではだめなのか。

事務局：現指定管理者の協定期間と被る部分が出てきてしまう。

委員：指定するだけなら問題ないのでは。

委員：内部規定等があるなら、次回それを示してほしい。

事務局：承知した。

委員：p15の施設・設備の損傷について、130万円は指定管理者が負う金額としては高いのではないかと。50万円でも良いと思うが。

事務局：指定管理料の上限額を算定する際に、指定管理者が負担する修繕費を見込んでいることから、指定管理者の負担増には当たらないと考えている。また、p9(10)において、疑義がある場合は協議のうえ定めるものとしている。

委員：なぜまだ金額も分からない工事の見積りを取ることができるのか。

事務局：これまでゆとりの森を管理してきた実績や物価調査に基づいて、1年間でこのくらいお金がかかるだろうということを想定したうえで、維持管理にかかる費用を算出している。

委員：他の指定管理施設はどうか。

委員：修繕費は、公園の規模により変化すると思われる。

委員：10万～50万円の仕事は、すぐ発生する。それらをすべて指定管理者に押しつけるのか。

委員：押しつけるのではなく、それらも見込んだ上限額となっているのではないかと。指定管理者候補者は、1年間ゆとりの森を管理するために、人件費や施設補修にいくらかかるのかを想定したうえで、市の提示する上限額以内で管理を行えると判断をされると思われる。

委員：次回、130万円の根拠を事務局に提示してもらおうことでよろしいか。

事務局：承知した。

委員：p20第2号様式は、1年ごとに記載するのか、5年分まとめて記載するのか。

委員：p17の6に「令和7年度からの各1年間」と記載があるため、令和7年度から令和11年度までの収支予算書を1年ごとに、5年分提出してもらおうと読み取ったが、いかがか。

事務局：そのとおりである。

－仕様書（案）について事務局より説明－

事務局：p21(7)イに「大和市公園施設長寿命化計画（第2期）（令和4年8月策定）に基づく修繕を行うこと」とあるが、計画に基づく修繕を指定管理者に実施させることについては、現在関係各課と調整中のため、次回結果をお伝えする。

委員：p6(2)ウ(ア)の供用日について、年中無休なのか。

事務局：年末年始を除いた1年中である。

委員：p11 エ 防犯・防火対策のところ、消防訓練は記載しなくてよいのか。

委員：法令等で年1回の消防訓練が定められている場合は記載し、指定管理者の裁量によるのであれば、努力義務という形で示した方がよいのではないか。

事務局：次回までに調べ、修正する。

委員：p12 (ア) 17点目に「日常管理職員」とあるが、市の職員と捉えられてしまうのではないか。

事務局：次回までに、「指定管理者」と修正する。

委員：p13 (ウ) 2点目の「自動警報」とは、何か。

事務局：災害等が発生した際に放送される防災無線等のことである。

委員：自動警報にJアラート等も含んでいる場合は問題ないが、大雨警報が発令されると、防災無線も放送されるため、意味が重複するのではないか。

事務局：大雨を想定しているため、次回までに修正する。

委員：p14 (カ) 1点目に「定期的に異常がないかどうかを巡視すること。」とあるが、回数は決まっているのか。

事務局：法令により年1回点検を行うことになっているが、遊具にがたつきや歪み、割れていないかなどを日常的に点検することが国交省等のマニュアルに定められている。

委員：p15 (キ) 7点目に「1階の防災備蓄倉庫の運営は大和市危機管理課行う」とあるが、運営はすべて危機管理課が行うのか。

委員：備蓄や毛布等の用意や入替えなど日常の運営は危機管理課が行う。

委員：p22 の6に「災害時等に、市は必要があるときは指定管理者に協力を要請する。」とあるため、「緊急時のみ指定管理者が点検を行う」等制限つきで記載をしたらどうか。

事務局：次回までに修正する。

－協定書（見本）について事務局より説明－

委員：目次は必要なのか。

委員：市の協定書の書き方を確認し、必要がなければ修正をしてほしい。

事務局：承知した。

委員：第9条4号について、甲（市）又は乙（指定管理者）が必要と認める業務については、甲が自らの費用と責任において実施すると定めているが、例えば、乙は必要と認めたが甲は不要とした業務についても、甲は費用を支払うのか。

事務局：次回までに確認し、必要があれば修正する。

委員：第56条4号（ア）について、法律行為ができなくなる前に代表権を変更すれば、指定の取消し等に該当しないことになるのか。

事務局：次回までに調べ、回答をする。

委員：第 58 条について、甲の違反等により乙が指定の取消しを申し出た場合も、乙が損害を負担することがあるのか。

委員：前 2 条とは第 56 条を指すため、乙の違反等により甲が指定の取消し等を行った場合に第 58 条が適用されると読み取ったが、いかがか。

事務局：そのとおりである。

委員：別紙 4 について、「大和市長あて」ではなく「大和市長様」ではないのか。

委員：市役所は「大和市長あて」で統一されている。

－審査要領（案）・評価表（案）について事務局より説明－

委員：審査要領（案）の附則について、日付が空欄になっているが、これから決まるのか。

事務局：現在は（案）であり、次回の委員会で確定をする。

委員：選定基準（案）の項目 11 について、関連施設とは何か。

委員：他の公園やスポーツ施設のことではないか。

委員：選定基準（案）の項目 11「関連施設の受注・経営実績について」や項目 12「資産規模・管理状況について」は、どうしてわかるのか。

事務局：指定管理者候補者に提出していただく財産目録等により確認を行っていただく。

委員：それを見て自分で評価ができるのか。

事務局：可能であるが、専門的な内容になるため、今後推薦する税理士の所見も参考に評価していただきたい。

委員：税理士に質問をしたいため、「大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会設置要綱」第 7 条に基づき、会議への出席を求める。

委員：全体の配点に対し占める割合が少ない項目であるため、そのためだけに税理士に出席いただくことはいかがなものか。例えば、税理士の所見に対し事前に委員から質問を募り、それを税理士へ渡し、回答をもらうことはできるのか。

事務局：不可能ではないが、スケジュール的に厳しいところがある。

－「大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会設置要綱」第 6 条 3 項の規定により、税理士に出席を求めるのか否かについて、多数決を行った。－

委員：賛成 1 名、反対 5 名により、税理士への出席は求めないこととする。

－質疑終了－

(3) その他

事務局から次回以降の選定委員会の開催予定について説明を行った。

<閉会>